



関前防災会キャラクター「せきまゑ」

せきまゑ防災

第7号の発行にあたり

これまで「せきまゑ防災」では発災時の避難方法や避難場所、ご家庭で準備しておくこと等、ご自身やご家族が発災時に安全に避難するための情報を提供して参りましたが、今回はご自身やご家族の安全が確保されたあとのお話となります。

第2号の避難者トリアージで、障がい者や妊産婦、日本語が分からない外国人などの特別な配慮を必要とされる方については少し触れましたが、発災時に避難したくてもできない方々が皆さんのお近くにも居るということを知っておいて欲しいということが1つ。

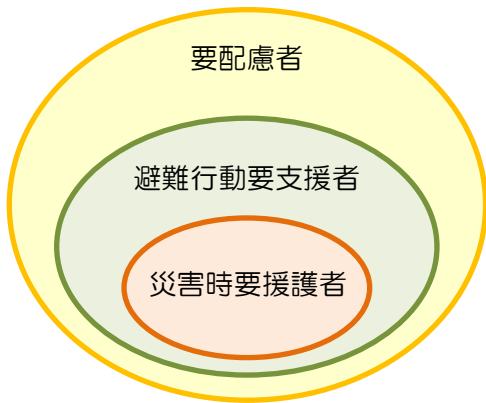
そして、武蔵野市では、こうした方々にサポートの手が届くように「避難行動支援体制」を組んでおり、このサポートチームには発災後に無事であった皆さんも含まれていることを知っておいて欲しいのです。

困っている方がいたら手を差し伸べるのは当たり前のことかもしれませんが、そういった方々は見ようとしなければ見えてきません。そこで、関前の皆さんには、自身が助ける側に回る心の準備をしておいていただきたく、今号も最後までお読みいただけることを願っております。

要配慮者、避難行動要支援者、災害時要援護者

呼称の定義をしておかないと今号の話が分かりづらいので、「要配慮者」、「避難行動要支援者」、「災害時要援護者」について、最初に説明いたします。

発災時に助けが必要な方々の情報は「避難行動要支援者名簿」として存在しておりますが、悪用されるようなことがあってはいけないので、更新を繰り返しつつ、厳重な管理の下保管されております。



■要配慮者

高齢者、障がい者(児)、日本語が話せない外国人、妊産婦、乳幼児、その他災害時に一定の配慮が必要な方

■避難行動要支援者

市の定義で定められた災害時に自ら避難することが困難な方
※避難行動要支援者名簿で管理

■災害時要援護者

本人同意の下、安否確認を担当する市民が定められている方
※本人同意の下で平常時より避難支援等関係者に情報提供

避難行動要支援者の範囲

対象	要件
高齢者	要介護3～5に認定されている在宅の者
障がい者(児)	次の①～④のいずれかに該当する在宅の者 ① 身体障害者手帳1・2級の第1種(心臓・腎臓機能障害のみの者を除く) ② 愛の手帳1・2度 ③ 精神障害者保険福祉手帳1・2級で単身世帯 ④ 市の生活支援を受けている難病患者
その他	市長が認める者等(上の高齢者・障がい者(児)の範囲にあてはまらない災害時要援護者を含む)